

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団  
第 1 回理事会議事録

1. 開催日時：令和 5 年 7 月 4 日（火）午後 3 時 00 分
2. 開催場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3 階 会議室 8
3. 出席者：（1）理事総数 10 名  
出席理事 9 名  
会長 尾縣 貢  
副会長 潮田 勉  
事務総長 武市 敬  
理事 風間 明、戸邊 直人、広瀬 史乃、  
八木 由里（Web 出席）、横山 英樹、  
來田 享子（Web 出席）  
  
（2）監事総数 2 名  
出席監事 2 名  
工藤 陽子、渡邊 剛

4. 議 事

- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 第 1 号議案  | 副会長の選定について                  |
| 第 2 号議案  | 事務総長の選定について                 |
| 第 3 号議案  | 各種規程類について                   |
| 第 4 号議案  | 業務執行理事の設置及び選定について           |
| 第 5 号議案  | 2023 年度 事業計画及び予算（案）について     |
| 第 6 号議案  | 東京都との基本協定の締結について            |
| 第 7 号議案  | 世界陸上ブダペスト大会を活用した東京の魅力発信について |
| 第 8 号議案  | 設立当初から必要な契約案件について           |
| 第 9 号議案  | 設立者による契約の承継について             |
| 第 10 号議案 | 評議員会の開催について                 |

5. 理事会の議事の経過の概要及び議決の結果

議事に入る前に、事務局より、本理事会の招集手続を省略することについて、定款第 33 条第 5 項の規定に基づき、理事及び監事全員から同意があった旨を議場に報告した。上記のとおり本理事会は定款第 35 条の規定に定める定足数の出席があったので、定刻、会長が

議長席に着き開会を宣し、次の議案の審議に入った。

なお、本理事会は Web 会議システムを併用して開催しており、Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時適確な意見表明が互いにできる状態となっていることを開会前に確認している。

(1) 第 1 号議案 副会長の選定について

議長は、第 1 号議案を上程し、事務局から資料 2 に基づき説明がなされ、潮田理事を副会長に選定することについて賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(2) 第 2 号議案 事務総長の選定について

議長は、第 2 号議案を上程し、事務局から資料 2 に基づき説明がなされ、武市理事を事務総長に選定することについて賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(3) 第 3 号議案 各種規程類について

議長は、第 3 号議案を上程し、事務局から資料 3-1 に基づき説明がなされた。八木理事より「職員懲罰規程の中で、審査結果を書面にまとめる期間として 2 週間とあるが、様々なケースが考えられるため、例外なく一律 2 週間を期限とするのは不適切と感じる」「不服申し立てを行うにあたっての要件を加えたほうがよい」などの意見が述べられた。第 3 号議案の賛否を諮ったところ、職員懲罰規程について、八木理事の意見を踏まえ、第 11 条第 1 項第 1 号及び第 13 条を一部修正することで全員異議なく承認可決し、その他の規程類については原案のとおり、全員異議なく承認可決した。

(4) 第 4 号議案 業務執行理事の設置及び選定について

議長は、第 4 号議案を上程し、事務局から資料 4 に基づき説明がなされ、広瀬理事をコンプライアンス担当理事に、八木理事をガバナンス担当理事にそれぞれ選定することが横山理事から提案され、全員異議なく承認可決した。

(5) 第 5 号議案 2023 年度 事業計画及び予算（案）について

議長は、第 5 号議案を上程し、事務局から資料 5 に基づき説明がなされた。広瀬理事より「予算は世間の注目が集まりやすいので、対外的にきちんと説明できるようにしておいたほうがよい」との意見が述べられた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(6) 第6号議案 東京都との基本協定の締結について

議長は、第6号議案を上程し、事務局から資料6に基づき説明がなされた。渡邊監事より、契約・調達委員会と契約・調達管理会議（仮称）との関係性について質問がなされた。この質問に対して、事務局から「契約・調達委員会は、財団内において契約手続きをチェックする機関である。一方、契約・調達管理会議（仮称）は、協定に基づき、都・財団・陸連の三者で共同設置し、契約手続きをチェックする。重層的なチェックをするという観点から財団内とは別の会議体を設置する。」旨の説明があった。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(7) 第7号議案 世界陸上ブダペスト大会を活用した東京の魅力発信について

議長は、第7号議案を上程し、事務局から資料7に基づき説明がなされた。戸邊理事より「観客の皆さんはもちろんのこと選手に直接PRできるよい機会でもある。パリ五輪を一つの区切りとして捉えている選手がいる中で、東京2025世界陸上大会まで頑張ろうと思ってもらえる良い機会だと思う」、來田理事より「東京及び日本における本大会でのプレゼンス向上とは何かについて今後議論していくことが大事である」、潮田副会長より「東京大会で何を実現していくのかについて、皆さんと議論を深めていきながら作り上げ、対外的に発信していく必要がある。まずは、ブダペスト大会で次回は東京で開催する、といったメッセージを世界の方々へ発信していくことになるのかと思う」との意見が述べられた。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(8) 第8号議案 設立当初から必要な契約案件について

議長は、第8号議案を上程し、事務局から資料8に基づき説明がなされ、來田理事より「調達にあたっては、価格だけでなく、人権の視点など、社会にとってよりよいサプライヤーから調達していくのも大切である」、事務総長より「大会に関わる事業者にもSDGsの視点は必要だと理解している」との意見が述べられた。その賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(9) 第9号議案 設立者による契約の承継について

議長は、第9号議案を上程し、事務局から資料9に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(10) 第10号議案 評議員会の開催について

議長は、第10号議案を上程し、事務局から資料10に基づき説明がなされ、その賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

以上をもって議案の全部の審議及び報告が終了し、Web 会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後 4 時 52 分閉会を宣し、解散した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、定款第 38 条第 2 項の規定に基づき、出席した会長及び監事が以下に記名押印する。

令和 5 年 7 月 4 日  
一般財団法人東京 2025 世界陸上財団